

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年4月13日認可した。

令和2年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宝幢寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）辻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）中屋敷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上三条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立外地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）中川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）劔来地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山根東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）御用井戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）田村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）菱池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）宮中地区
辺池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）辺池地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）土居地区